

3月3日(月)から 『児童の見守り放送』を開始します!

小学校児童の下校時間に合わせて、防災行政無線による「児童の見守り放送」を開始します。児童の声による放送を流すことにより、下校時の見守り体制を強化し、安全・安心なまちづくりに取り組むと共に、地域の皆さんとの見守り活動に対して、児童による感謝の気持ちを伝えることを目的としています。

- ・放送時間 月曜日～金曜日 午後3時
- ・放送内容 「地域の皆さん いつも私たちを見守っていただきありがとうございます。
今日もよろしくお願いします。」
- ・放送する児童 月ごとに各小学校の児童が行います。

今月の放送



皆野小6年
根岸 亘さん

■防災行政無線テレフォンサービスの利用について

防災行政無線テレフォンサービスは、24時間以内に実施した防災行政無線からの放送内容を確認することができます。「放送がよく聞こえなかった」「放送内容がわからなかった」という時は、テレフォンサービスをご利用ください。

なお、テレフォンサービスの利用は、防災行政無線の放送終了後からとなります。

※通話料無料（フリーアクセス） 0800-800-3720

みんなにおしゃらせ

■定時音楽放送について

3月1日から、午後6時の定時音楽放送の曲名を変更します。

正午：「野ばら」、午後5時：「夕焼け小焼け」、午後6時：「エーデルワイス」

問合せ 総務課企画政策防災担当 ☎62-1231

口座振替

国民年金保険料の2年前納制度

国民年金保険料の前納は、現在最大で1年間となっていますが、平成26年4月末の口座振替分から割引額の大きな2年前納が導入されます。

1年前納の場合、割引額は1年間で3,780円ですが、2年前納をご利用いただくと、2年間で約14,000円の割引になります。（割引額は25年度の保険料額による推計）

※2年前納は口座振替に限定されます。

※口座振替申出書の用紙は、町民生活課窓口（②番窓口）で配付します。

問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232
秩父年金事務所 ☎27-6560

国民健康
保険税

納付方法変更を 希望される方は申し出を

特別徴収とは

納税義務者の受給されている年金から、国民健康保険税を徴収（天引き）する方法のことです。

対象になる方

次の条件を満たす世帯主の方に限ります。

- ①世帯主が国保の加入者であること
- ②世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ③世帯主が年額18万円以上の年金受給者であること
- ④世帯主が介護保険料を特別徴収で納めていること

⑤介護保険料と国保税の合計が年金受給額の2分の1を超えていないこと

特別徴収納付方法の変更

特別徴収の対象の方で、口座振替を希望される方は、税務課（⑦番窓口）へ印鑑を持参のうえ、お申し出ください。

※新たに口座振替を希望される方は、「申出書」を提出する前に金融機関で口座振替の手続きが必要です。すでに口座振替で納付されている方は、手続きを行う必要はありません。

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461